

## 平成 23 年度

### 社会福祉法人指導監査説明会・実務研修会資料

〔松江地区〕 日時：平成 23 年 6 月 10 日（金）

場所：松江合同庁舎講堂

〔出雲地区〕 日時：平成 23 年 6 月 15 日（水）

場所：出雲合同庁舎 702・703 会議室

〔浜田地区〕 日時：平成 23 年 6 月 14 日（火）

場所：浜田市総合福祉センター 2 F 会議室

〔益田地区〕 日時：平成 23 年 6 月 21 日（火）

場所：益田合同庁舎 5 F 会議室

〔隠岐地区〕 日時：平成 23 年 6 月 24 日（金）

場所：隠岐合同庁舎大会議室

島根県健康福祉部地域福祉課

(地域福祉課ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/chiikifukushi/>)

次 第

開会あいさつ

【社会福祉法人指導監査説明会】

- 1 平成22年度社会福祉法人・施設等指導監査等実施結果の概要について [P1～P7]
  - 2 平成23年度社会福祉法人等指導監査実施計画について [P8～P10]
  - 3 指導監査の重点化方針について [P11～P17]
- (注) 松江地区については、「4 松江市の指導監査実施計画等について」を入れ、以下の項目を繰り下げる。
- 4 福祉サービス第三者評価制度について [P18～P18]
  - 5 平成23年度指導監査スタッフ法人指導等担当について [P19～P21]
  - 6 その他連絡事項等

〔実務研修会〕

- 7 社会福祉施設等の防災対策 [P22～P31]  
「土砂災害を防止するために」 島根県土木部砂防課
- 8 これまでの指導監査結果の具体的指摘事項の概要 [P32～P51]
- 9 社会福祉法人・新会計基準（案）の骨子について [P52～P93]  
島根県社会福祉協議会法人支援部

- 10 参考資料集 [P1～P50]

## 平成22年度 社会福祉法人・施設等指導監査等の実施結果の概要

### 1 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施状況

#### (1) 実施時期

平成22年6月から平成23年3月まで実施

#### (2) 一般指導監査

実地監査及び書面監査

区分		実地監査	書面監査	合計	文書指摘法人・施設・事業所数	文書指摘率%
法人	一般法人	70		70	60	85.7
	保育所のみ法人	47		47	41	87.2
	社会福祉協議会・共同募金会・いのちの電話	3		3	3	100.0
	法人合計	120		120	104	86.7
施設	事業授産施設		1	1	0	—
	生活保護施設	1		1	1	100.0
	養護老人ホーム	6		6	3	50.0
	身体障害者更生援護施設	1	4	5	1	20.0
	知的障害者援護施設	11	8	19	11	57.9
	精神障害者社会復帰施設	9	3	12	5	41.7
	障害児施設	9		9	3	33.3
	障害者支援施設	13	7	20	13	65.0
	保育所	110	108	218	141	64.7
	児童養護施設・助産施設・乳児院等	6	2	8	2	25.0
施設合計		166	133	299	180	60.2
合計		286	133	419	284	67.8

#### (3) 特別監査

3法人に対して実施

#### (4) 指導監査の実施体制

「島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査要綱」に定めるところにより地域福祉課と高齢者福祉課、青少年家庭課及び障がい福祉課が共同で実施

#### (5) 指導監査における留意事項（実施方針）

平成22年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部統制の確立による適正な法人運営及び施設経営の確保
- ②入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲向上につながる就業環境の確保
- ④法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理
- ⑤利用者預り金の適正な管理

#### (6) 指導監査結果の概要

##### ①特別監査

- ・上記のとおり、3法人に対して特別監査を実施し、実態解明を行った。
- ・特別監査を実施した法人のうち2法人に対しては、社会福祉法第56条第2項に基づく改善命令を行い、その改善状況を確認するための監査を実施し（内1法人は23年度実施）、改善状況を確認した。
- ・また、法人の不祥事防止のため、全社会福祉法人及び社会福祉法人以外の施設経営者に対して、平成23年2月10日付け地福第1597号「社会福祉施設等の利用者の権利擁護について（通知）」及び平成23年5月23日付け地福第240号「社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保について（通知）」を発出し、適正な法人運営及び業務の管理・監督体制について確保するよう求めた。

##### ②一般監査

- ・法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかつたが、指摘

事項の多い項目は前年度とほぼ同じ傾向であった。

- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のための監査の実施や挙証資料による改善状況の確認を行った。
  - ・また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善の徹底を図った。
- ③法人に対する研修の実施による改善指導
- ・法人監査説明会に合わせ、実務研修会を開催した。

#### (7) 平成22年度の主な指摘事項

##### ① 法人本部

###### ○組織運営関係

- ・定款の不備又は実態と乖離
- ・定款変更の申請又は届出の遅延
- ・登記の遅延又は不適切
- ・役員の選任手続きが不適切
- ・代表権を有する者の未登記又は遅延
- ・理事会の要議決事項にかかる審議が未実施
- ・理事長専決事項の理事会未報告
- ・理事会の議事録の記録及び保存が不適切

###### ○事業関係

- ・主たる指摘事項なし

###### ○管理関係

- ・就業規則、給与規程の未整備又は実態との乖離
- ・経理規程の未整備又は実態との乖離
- ・会計責任者と出納職員未配置又は兼務
- ・経理事務処理が不十分
- ・契約事務が不適切
- ・内部経理監査が不適切
- ・預金通帳、印鑑の保管が不適切

###### ○その他

- ・苦情解決の仕組みの未整備又は不十分

##### ② 保育所を除く社会福祉施設

###### ○利用者待遇関係

- ・支援計画の策定が不十分

###### ○施設運営管理関係

- ・運営規程等の諸規程の未整備又は実態との乖離
- ・職員健康診断の不備
- ・防災対策への取り組みが不十分
- ・利用者預り金の管理が不適切

##### ③ 保育所

###### ○利用者待遇関係

- ・給食担当者及び乳児担当以外の職員の検便の実施が不十分
- ・入所時の健康診断、医薬品の管理への対応が不十分
- ・苦情解決の対応が不十分
- ・利用者の安全確保が不十分
- ・保育所保育指針に基づく保育課程、指導計画の作成が不十分

###### ○運営管理関係

- ・最低基準に基づく職員が未充足
- ・児童福祉施設（保育所）の変更届未提出
- ・運営費等の経理が不適切
- ・経理事務処理が不適切
- ・内部経理監査が不適切
- ・通帳、印鑑の保管が不適切
- ・防災対策への取り組みが不十分

## 2 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

### (1) 実施時期

平成22年7月から平成23年2月まで

(2) 指導

①実地指導

区分		実地指導・施設事業所数	文書指摘施設・事業所数	文書指摘率%
施設	介護老人福祉施設	13	8	61.5
	介護老人保健施設	12	9	75.0
	介護療養型医療施設	4	4	100.0
	施設合計	29	21	72.4
サービス	特定施設入居者生活介護	6	4	66.7
	短期入所生活介護	15	4	26.7
	短期入所療養介護	16	1	6.3
	通所介護	41	35	85.4
	居宅介護支援	41	29	70.7
	訪問介護	25	16	64.0
	訪問看護	11	7	63.6
	訪問入浴介護	5	2	40.0
	訪問リハビリテーション	1	0	0.0
	通所リハビリテーション	10	9	90.0
ス	福祉用具貸与	12	10	83.3
	福祉用具販売	12	10	83.3
	居宅サービス合計	195	127	65.1
合計		224	148	66.1

③集団指導

居宅サービスと施設サービスでそれぞれ実施。

居宅サービス：975事業所対象

施設サービス：188事業所対象

(3) 監査

9事業所に対して実施。

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県介護保険施設等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

①実地指導

地域福祉課と高齢者福祉課が共同で実施。ただし、出雲地域、隠岐地域の居宅系サービス事業者については高齢者福祉課が、石見地域については地域福祉課石見スタッフが実施。

②集団指導

高齢者福祉課が実施。

③監査

高齢者福祉課が実施。

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

平成22年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象福祉サービスの質の確保と向上

②保険給付の適正化

③利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において利用者的人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導・監査結果の概要

①監査

- 上記のとおり9事業所について監査を実施。
- うち1事業所について介護保険法第77条第1項に基づく指定取消、1事業所について同法第77条第1項第8号に基づく指定効力の全部停止（3ヶ月）を行った。
- また、6事業所については、必要に応じて過誤請求されていた報酬について過誤調整を促し、改善報告書の提出を求め、改善状況を確認した。

②実地指導

○介護施設

- ・高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止、介護報酬の適正な請求等について、実地指導を実施した。
- ・利用者的人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、施設全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。
- ・さらに、苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

○居宅系サービス

- ・指摘項目は前年度とほぼ同じ傾向であった。
- ・平成19年度より実施している、事業者の育成・支援を目的とした実地指導の徹底を図った。
- ・施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善を徹底させ、改善後に挙証資料の提出を求め、改善状況の確認を行った。
- ・さらに、苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

③集団指導

介護保険制度の理解、不正請求の防止を目的に集団指導を実施した。

(7) 平成22年度の主な指摘事項

①介護保険施設

○身体拘束について

- ・開始時に拘束解除予定日時が明確にされていない。
- ・実施する場合の手続きを定めたマニュアルや実施時の検討記録が整備されていない。
- ・身体拘束の要件を満たす状態であるかを検討する前に身体拘束が開始されていた。

○施設サービス計画の策定状況について

- ・施設サービス計画の作成及び見直しにあたってサービス担当者会議が開催されず、多職種の職員による検討もされていない。
- ・利用者または家族の同意が得られていない。

○設備について

- ・特別養護老人ホームの居室の一部のベッドが、短期入所生活介護のベッドとして利用されていた。

○介護給付費の算定について

- ・加算の算定要件となっている計画や根拠資料となる記録が作成されていない。
- ・加算要件の対象者以外に加算が算定されていた。

②居宅系サービス

○運営規程、重要事項説明書及び掲示の状況

- ・記載事項に不備がある。
- ・重要事項の適切な掲示がなされていない。

○居宅サービス計画の策定状況

- ・具体的なサービス内容が記載されていない。
- ・十分なアセスメント、定期的なモニタリングが実施されていない。

○ケアプランに沿ったサービスの提供

- ・居宅サービス計画入手せず、サービスを提供している。

○秘密の保持について

- ・利用者家族の個人情報について、サービス担当者会議等における使用の同意が取られていない。

○自己評価の状況

- ・自己評価への取組が低調である。

○介護給付費の算定について

- ・所要時間を満たしていない報酬請求がなされていた。
- ・加算要件を欠く請求がなされていた。

(8) 営利法人に対する書面監査の実施状況

「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査実施要領」に定めるところにより、以下の事業所について書面監査を実施。主たる指摘事項はなし。

特定施設入居者生活介護	2事業所	通所介護	12事業所
居宅介護支援	11事業所	訪問介護	6事業所
福祉用具貸与・販売	11事業所	訪問看護	1事業所
訪問入浴介護	0事業所	短期入所生活介護	0事業所
居宅療養管理指導	1事業所		

### 3 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

#### (1) 実施時期

平成22年7月から平成23年3月まで

#### (2) 指導

##### ①実地指導

区分		実地指導施設・事業所数	文書指摘施設・事業所数	文書指摘率%
障 害 福 祉 S	障害者支援施設	13	13	100.0
	短期入所事業	21	4	19.0
	共同生活介護、共同生活援助	2	2	100.0
	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	17	13	76.5
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	8	5	62.5
	児童デイサービス事業	0	0	—
	障害福祉サービス合計	61	37	60.7
相談支援事業		15	4	26.7
合 計		76	41	53.9

##### ②集団指導

障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所340か所を対象に実施。

#### (3) 監査

・2事業所に対し実施

#### (4) 指導及び監査の実施体制

「島根県障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

##### ①実地指導

地域福祉課と障がい福祉課が共同で実施。

##### ②集団指導

障がい福祉課が実施。

##### ③監査

障がい福祉課が実施。

#### (5) 指導・監査における留意事項(実施方針)

平成22年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

##### ①障害福祉サービス等の質の向上と確保

##### ②自立支援給付の適正化

##### ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

#### (6) 指導・監査結果の概要

##### ①監査

・2事業所に対し権利擁護体制等の状況を確認し、改善報告書の提出を求め、改善状況を確認した。

##### ②実地指導

・事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、指摘事項の多い項目は前年度とほぼ同じ傾向であった。

・施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況(改善計画)の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。

・また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善を徹底させ、改善後に挙証資料の提出を求め、改善状況の確認を行った。

・平成17年度から取り組んだ利用者の人権擁護(虐待の防止及び身体拘束の廃止)については、事業所全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。

・さらに、苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

③集団指導

- ・障害福祉サービス事業等の理解、不正請求の防止を目的に集団指導を実施した。

(7) 平成22年度の主な指摘事項

○運営基準関係

- ・重要事項説明書の説明が不十分
- ・非常災害対策が不十分
- ・事故発生時の対応が不十分
- ・運営規程等の重要事項の施設内への掲示が不適当
- ・個別処遇計画の作成が不十分
- ・運営規程等の内容が不十分
- ・苦情解決の取組が不十分

○介護給付費、訓練等給付費関係

- ・給付費の算定が不適当

### 社会的な問題が発生した社会福祉法人の事案

#### 1 概 要

(事例)理事長による社会福祉法人資金の不正支出事案について  
保育所・介護老人事業を運営する社会福祉法人の職員等から、資金の不正な支出に関する内部情報があり、所轄庁が特別監査を実施。その結果、理事長(現理事)が代表取締役を務める不動産会社に、法人資金を不正に支出している事実が判明。本来、運営される施設に対する法人資金が不正に支出されたことにより、利用者サービス・職員処遇が低下し、施設の存続 자체に影響を及ぼした。

#### 2 主な指導監査内容

- ① 改善命令（社会福祉法第56条第2項）  
法人資金の不正な支出が判明したことを受け、特別監査（5回）において支出額の精査を行うと共に、法人会計への速やかな返納、抜本的な改善計画の策定等の改善を命令
- ② 理事長の解職勧告（社会福祉法第56条第3項）  
上記①の改善命令発出後、特別監査（3回）等を通じて改善命令の履行を継続指導したが、改善されないことから、理事長としての職務を怠っているとして理事長の解職の解職勧告
- ③ 文書指摘（社会福祉法第56条第1項）  
確認監査の結果、改善命令も履行されていないこと等から、改善命令及び役員解職勧告の対応や資金の返納等については正改善報告を指導

#### 3 主な改善内容

- ① 法人役員等の選任  
理事長の交代を行うと共に、理事・評議員にこれまで含まれていなかった地元在住者、施設長、福祉関係者等を選任
- ② 不正に支出した資金の返納  
理事長(現理事)が経営する会社から、不正に支出された法人資金数百万円を社会福祉法人へ返納
- ③ 利用者サービス・職員処遇の改善  
従前と比べて法人債務が減少し、利用者サービス・職員処遇が改善

## 平成23年度社会福祉法人等指導監査実施計画

社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱第10条、介護保険施設等指導・監査実施要綱第7条及び障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱第7条の規定に基づき、平成23年度の社会福祉法人及び社会福祉施設等、介護保険施設等及び障害福祉サービス事業者等(以下、「社会福祉法人等」という。)に対する指導監査又は指導及び監査(以下、「指導監査等」という。)の実施計画を次のとおり定める。

### 1 実施方針

社会福祉法人等に対する指導監査等については、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、社会福祉法人等の適正な運営の確保を図るため、特に次の事項に留意して実施する。

また、3に定めるところにより計画的に実施するほか必要に応じて重点的、機動的に実施する。

#### (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設等

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部統制の確立による適正な法人運営及び施設運営の確保
- ②入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理

#### (2) 介護保険施設等

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

#### (3) 指定障害福祉サービス事業者等

- ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ②自立支援給付の適正化
- ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

### 2 重点指導項目

昨年度の指導監査(介護保険事業及び障害福祉サービス事業にあっては「指導及び監査」)の結果を踏まえ、特別監査及び監査(介護保険・障がい福祉サービス事業関係)を実施するに至った不祥事案の発生原因、一般監査において特に指摘事項の多かった項目を重点指導項目として設定する。

また、本年3月の東日本大震災を受け昨年度に引き続き立地条件を考慮した防災計画の策定状況・具体的な取り組み状況及び利用者預り金の管理について重点事項点検表又は調書に項目を設け確認を行う。

\*参考 特別監査を受けての部長通知

- ・平成23年2月10日付け地福第1597号「社会福祉施設等の利用者の権利擁護について」
- ・平成23年5月23日付け地福第240号「社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保について」

#### (1) 法人本部

##### ①組織運営関係

- ア 定款の整備
- イ 適正な理事会運営の確保
- ウ 監事監査機能の強化

##### ②管理関係

- ア 利用者の人権尊重に対する法人としての取り組み
- イ 経理規程・就業規則等諸規程の整備

- ・経理規程等に則った正確な処理及び書類の整備
- ・契約事務の適正化
- ウ 内部牽制体制の確立による適正な会計処理
  - ・内部経理監査の強化
  - ・預金通帳、印鑑の適切な保管

## (2) 社会福祉施設等

### ①利用者、入所者の処遇（支援）関係

- ア 適切な個別処遇（支援）計画、保育課程の策定、見直し及び記録の整備
- イ 利用者の人権の尊重の取り組みの推進
  - ・苦情解決の取り組みの確立
  - ・身体拘束禁止への取り組みの推進
  - ・虐待等の防止

### ②施設運営管理関係

- ア 運営規程等諸規程の整備
- イ 防災対策の充実、強化
  - ・防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立
  - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
- ウ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
  - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員へ周知徹底
- エ 利用者預かり金の適正な管理

## (3) 介護保険施設等

- ア 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- イ 業務管理体制の整備
- ウ 介護報酬の請求事務の適正化
- エ 個別サービス計画の策定、見直し及び記録の整備
- オ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進
  - ・虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
  - ・虐待防止及び身体拘束廃止に向けた個別サービス計画を含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供の推進
  - ・苦情解決の取り組みの推進
- カ 防災対策の充実、強化
  - ・防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立
  - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
- キ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
  - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
- ク 利用者預かり金の適正な管理

## (4) 障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者等

- ア 人員基準、施設基準、運営基準の確保
- イ 自立支援給付の算定及び取り扱いの適正化
- ウ 利用者等に求める金銭の支払い範囲及び負担額の受領
- エ 重要事項の説明及び掲示
- オ 個別支援計画の策定、見直し及び記録の整備
- カ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進
  - ・虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
  - ・虐待防止及び身体拘束禁止に向けた個別支援計画の策定と個別支援計画に基づくサービス提供の推進
  - ・苦情解決の取り組みの推進
- キ 防災対策の充実、強化

- ・非常時の連絡・避難体制の確立
- ・消火訓練・避難訓練の適正実施
- ク 事故の予防と事故発生時の適切な対応
  - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
- ケ 利用者預かり金の適正な管理

### 3 社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期

社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態、及び実施時期については、別に定める。

### 4 監査調書及び指導調書

- 監査調書及び指導調書種類は別表のとおりとする。
- 種類ごとの監査調書及び指導調書の内容は別に定める。

(別 表)

種別	監 査 調 書 等
法人本部	社会福祉法人監査調書【法人本部】 市町村社会福祉協議会監査調書【追加調書】
生活保護	生活保護施設監査調書
事業授産	社会福祉事業授産施設監査調書
児童	児童（障害児）福祉施設監査調書 (知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設) 保育所監査調書 児童福祉施設監査調書 (助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム)
障害	身体障害者更生援護施設指導監査調書 (指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設) 身体障害者更生援護施設監査調書 (身体障害者福祉工場、身体障害者小規模通所授産施設) 知的障害者援護施設指導監査調書 (指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設) 知的障害者援護施設監査調書 (知的障害者小規模通所授産施設) 精神障害者社会復帰施設監査調書 (生活訓練施設、授産施設、福祉ホーム、福祉工場、小規模通所授産施設) 障害者支援施設指導監査調書 指定障害福祉サービス事業者指導調書（居宅介護、重度訪問介護、行動援護） 指定障害福祉サービス事業者指導調書（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援） 指定障害福祉サービス事業者指導調書（児童デイサービス） 指定障害福祉サービス事業者指導調書（共同生活介護、共同生活援助） 指定障害福祉サービス事業者指導調書（短期入所） 指定障害福祉サービス事業者指導調書（療養介護） 指定障害福祉サービス事業者指導調書（重度障害者等包括支援） 指定障害者支援施設指導調書 指定相談支援事業者指導調書 指定自立支援医療機関指導調書
老人	養護老人ホーム監査調書 ＊介護保険関係は事前に提出を求める指導調書なし（自己点検表有り）

## 指導監査の重点化方針について

### 1. 根拠

厚生労働省通知（H19.3.30、H20.3.31「社会福祉法人指導監査要綱」の一部改正）

### 2. 基本的な考え方

- (1) 不適正な運営の未然防止と適正な運営の確保のため、問題法人に対しては、より厳正な指導監査の実施が必要
- (2) 多くの社会福祉法人に対して、より効率的で実行ある監査が必要
- (3) 従来型の行政の関与（運営に対する詳細な指導）のあり方の見直しが必要

### 3. 監査対象法人の分類

分類	定義	監査回数
A (優良)	○法人本部及び経営する社会福祉事業等に大きな問題がないこと ○下記のいずれかに該当すること ①外部監査を受審し財務状況の透明性・適正性が確保されている ②苦情解決の仕組みが適切かつ第三者評価を受審し、結果を公表 ③苦情解決の仕組みが適切かつ ISO 9001 の認証施設を有する	4年に1回
B (一般)	○法人本部及び経営する社会福祉事業等に大きな問題がないこと	2年に1回
C (問題)	○A、B以外の法人	年1回 又は隨時

### 4. 決定方法

- (1) 「4年に1回」の監査を希望する法人代表者は、申請書に必要な書類を添付し、一般監査実施年度の4月末日までに健康福祉部長に申請するものとする。
- (2) 健康福祉部長は、提出された申請書及び添付書類を審査し、当該監査実施の可否について決定し、法人代表者にその結果を通知する。

### 5. その他

#### (1) 外部監査

- ①実施者は、公認会計士、監査法人、税理士のいずれかとする
- ②監査範囲は下記のいずれかとする
  - ・公認会計士法に基づき公認会計士、監査法人が行う財務諸表の監査
  - ・公認会計士、監査法人、税理士が行う会計管理体制の整備状況の点検等
- ③監査報告書の記載から財務状況等に重大な問題が指摘されていない

#### (2) 福祉サービス第三者評価

- 本県又は他の都道府県の認証を受けている評価機関が実施した評価を受審し、評価項目の1割以上を公表している

#### (3) ISO 9001

- 現に ISO 9001 の認証を受けている施設を有し、毎年行われる維持審査に合格している

#### (4) 苦情解決の仕組み

- 経営するすべての社会福祉施設・事業について、厚労省通知（H12.6.7「福祉サービスに関する苦情解決の指針」）に基づき適切に運用されている

#### (5) 「大きな問題」の内容

別紙のとおり

(別紙)

## 法人本部及び社会福祉事業等に係る「大きな問題」の内容について

法人本部運営	<p>○法人ごとの個別の事情を総合的に判断するが、次の（1）から（5）に掲げる問題を有する法人及び（6）に掲げる法人は「4年に1回の監査」の対象としない。</p> <p>（1）特定の個人又は特殊な関係にある少数の者の独断による運営</p> <p>（2）理事会や評議員会が形骸化しており、役員や評議員の選任、新規事業、資金の借り入れ、基本財産処分や担保提供等の重要事項が審議されていない</p> <p>（3）資金管理及び会計管理が不適切</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①法人事業と無関係な担保提供</li><li>②理由がない高額な随意契約</li><li>③契約の相手方及びその関係先から寄付金等の資金提供の受領</li><li>④会計上の問題点が多発</li><li>⑤役職員による運営費や利用者預り金等の着服</li><li>⑥その他不適切な資産管理及び会計管理</li></ul> <p>（4）財政が悪化、又は再建中</p> <p>（5）その他社会福祉法、関係法令・通知、法人の定款及び各種規定に大きく違反</p> <p>（6）法人設立後2年が経過していない法人</p>
社会福祉事業等	<p>○施設ごとの個別の事情を総合的に判断するが、次の（1）から（4）に掲げる問題を有する社会福祉事業、公益事業及び収益事業を経営する法人は「4年に1回の監査」の対象としない</p> <p>（1）介護保険事業、障害福祉サービス事業において監査を実施</p> <p>（2）最低基準違反（職員の未充足、居室等の不適当な転用等）</p> <p>（3）施設・事業の会計管理が不適切</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①多額の過誤請求</li><li>②理由がない高額な随意契約</li><li>③契約の相手方及びその関係先から寄付金等の資金提供の受領</li><li>④会計上の問題点が多発</li><li>⑤役職員による運営費や利用者預り金等の着服</li><li>⑥その他不適切な資産管理及び会計管理</li></ul> <p>（4）その他関係法令・通知、法人の各種規定に大きく違反するような不適切な事務処理</p>

## 4年に1回実施する社会福祉法人一般監査に関する審査基準

4年に1回実施する社会福祉法人一般監査に関する取扱い要領第4条第1項に規定する審査基準を次のとおり定める。

### 第1 法人本部運営について

法人ごとの個別の実情を総合的に判断するが、次のような問題を有する法人及び当該監査の適用を受けることを希望する年度の前年度において、また、当該監査の適用決定後に下記の（1）～（5）に該当すると認められるとき、及び第2条第2号又は第3号の規定により当該監査の適用を受けた法人が苦情解決が適切に行われていないと認められるときは、当該監査の適用を取り消すものとする。

- （1）特定の個人、又は、特殊な関係にある少數の者の独断による運営が行われている法人
- （2）理事会や評議員会が形骸化しており役員や評議員の選任、新規事業、資金の借入れ、基本財産処分や担保提供等の重要事項が審議されていない法人
- （3）資産管理及び会計管理が不適切な法人
  - ①法人事業と無関係な担保提供
  - ②理由がない高額な随意契約及びその契約先からの高額な寄付の受領
  - ③会計処理上の問題点が多発
  - ④役職員による運営費や利用者預り金等の着服
  - ⑤その他、不適切な資産管理及び会計管理
- （4）財政が悪化している法人、再建中の法人
- （5）その他、社会福祉法、関係法令・通知、法人の定款、各種規程に大きく違反している法人

### 第2 社会福祉事業等について

施設ごとの個別の実情を総合的に判断するが、次のような問題を有する社会福祉事業、公益事業及び収益事業を経営する法人は、当該監査の対象にしないこととする。

また、当該監査の適用決定後に下記の（1）～（4）に該当すると認められるときは当該監査の適用を取り消すものとする。

- （1）介護保険事業、障害福祉サービス事業において、監査を実施した施設、事業
- （2）最低基準違反（職員の未充足、居室等の不適当な転用等）を行っていた施設

(3) 施設・事業の会計管理が不適切な施設

- ①多額の過誤請求
- ②理由がない高額な随意契約及びその契約先からの高額な寄付の受領
- ③会計処理上の問題点が多発
- ④役職員による運営費や利用者預り金等の着服
- ⑤その他、不適切な資産管理及び会計管理

(4) その他、関係法令、通知、法人の各種規程に大きく違反するような不適正な事務処理を行っていた施設

### 第3 外部監査について

#### 1 外部監査の定義

外部監査とは、法人の委託を受けて、公認会計士及び監査法人（以下「公認会計士等」という。）並びに税理士が行う下記の（1）及び（2）に定める業務を指すものであり、次の①、②及び③に掲げるものは外部監査ではないこと。

- ①法人の監事に就任している公認会計士や税理士が法人監事として行う監査
- ②法人の理事であって、内部経理監査担当者に選任されている公認会計士や税理士が経理規程に基づいて行う内部経理監査
- ③公認会計士等及び税理士が法人から委託を受けて行っている会計経理の代行業務

#### 2 外部監査の実施者は、次のいずれかとする。

- ①公認会計士等
- ②税理士

#### 3 外部監査の範囲は、次のいずれかとする。

- (1) 公認会計士法に基づき公認会計士等が行う財務諸表の監査
- (2) 公認会計士等、税理士が行う会計管理体制の整備状況の点検等

なお、（2）に掲げる外部監査で、「公認会計士等、税理士が行う会計管理体制の整備状況の点検等」については、外部監査契約書に、次の点検項目の全てが盛り込まれている場合に審査基準を満たすものとする。

- ①予算編成及び予算管理が適正に行われていること。
- ②会計基準、経理規程等に従い会計処理が適正に行われていること。
- ③決算手続きが適正に行われ、財務諸表が整備されていること。
- ④借入等債権債務の管理が適正に行われていること。
- ⑤経理規程等に従い契約が適正に行われていること。
- ⑥寄附金の管理が適正に行われていること。
- ⑦利用者預かり金の管理が管理規程等に従い適正に行われていること。

⑧監事監査及び内部経理監査が適正に行われていること。

なお、各点検項目の具体的な内容は、別表「社会福祉法人の会計管理体制の整備状況の点検項目」に示すとおりとする。

また、申請にあたっては「社会福祉法人の会計管理体制の整備状況の点検項目」の提出を求めるものとする。

- 4 法人の財務状況の透明性・適正性の確保の基準は、外部監査の報告書の記載から財務状況等に重大な問題が指摘されていないこととする。

#### 第4 苦情解決の仕組みについて

次の1及び2のすべてを満たしている法人を対象とする。

- 1 経営するすべての社会福祉施設及び社会福祉事業について、平成12年6月7日付け障第542号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」の別紙「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」に基づき苦情解決に関する規程が整備されていること。

- 2 当該規程に基づき苦情解決体制が整備され、苦情解決の手順により適切に運用されていること。

#### 第5 福祉サービス第三者評価について

- 1 島根県福祉サービス第三者評価機関認証要領第3条第2項に基づく本県の認証を受けている評価機関及び他の都道府県の認証を受けている評価機関が実施した福祉サービス第三者評価を対象とする。
- 2 福祉サービス第三者評価を推進するという観点から1施設でも第三者評価を受審した法人を対象とする。
- 3 結果の公表は、全項目数の1割以上の項目について公表した法人を対象とする。

#### 第6 ISO9001について

当該監査の適用を受けることを希望する年度の初日に経営する施設がISO9001の認証を受けていること。

なお、当該監査の適用決定後に認証を受けられなくなったとき若しくは維持更新時に承認が受けられなかつたときは、当該監査の適用を取り消すものとする。

社会福祉法人の会計管理体制の整備状況の点検項目	
<b>1 予算編成及び予算管理が適正に行われていること</b>	
①予算が定款の定めに従い適正に編成されていること	
②予算は事業計画に基づき適正に執行されていること	
③予算の執行に当たって変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていていること	
④当初予算に大幅な変更がある場合等には、予算の補正が行われていること	
<b>2 会計基準、経理規程等に従い会計処理が適正に行われていること</b>	
<b>(1) 会計処理の管理体制等</b>	
①会計基準等に従い経理規程が作成されていること	
②会計責任者、出納職員が任命されていること	
③会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制体制が確立されていること	
④現金、預貯金通帳、印鑑の保管責任者が明確にされていること	
⑤現金、預貯金通帳、印鑑が各保管責任者の管理のもとに施錠のできる金庫等で適切に保管されていること	
⑥預貯金について、帳簿残高と金融機関の残高との照合が、金融機関の残高証明等適切な方法で行われていること	
⑦法人本部及び定款記載事業ごとの経理区分が設けられていること	
⑧公益事業又は収益事業を行う場合には、事業ごとに特別会計が設けられていること	
⑨勘定科目は会計基準等に基づいていること	
⑩経理規程に定める会計諸帳簿が作成されていること	
<b>(2) 会計処理の状況</b>	
①すべての会計処理が、会計伝票により処理されていること	
②会計伝票が、証拠書類に基づいて作成されていること	
③証拠書類が、会計記録との関係を明らかにして整理保存されていること	
④会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方、取引内容が記載されていること	
⑤会計伝票に会計責任者の承認印を受けていること	
⑥複数の経理区分に共通する収入及び支出については、合理的な基準に基づいて配分されていること	
⑦小口現金が、経理規程に従い適切に取り扱われていること	
⑧未収金及び未払金について、翌年度の早い時期に適切な会計処理が行われていること	
<b>3 決算手続きが適正に行われ、財務諸表が整備されていること</b>	
①決算手続きが、定款の定めに従い適正に行われていること	
②財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保存されていること	
③貸借対照表に会計方針等の注記が記載されていること	
④財務諸表が開示されていること	
<b>4 借入等債権債務の管理が適正に行われていること</b>	
①借入金は、理事会での議決（及び評議員会の意見の聴取）を経て行われていること	
②借入金は、事業運営上の必要により行われていること	
③借入金の償還財源が確保され、償還が計画どおりに実行されていること	
④借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、贈与契約書が締結され、寄附が履行されていること	
<b>5 経理規程等に従い契約が適正に行われていること</b>	
①契約は、理事長又はその権限の委任を受けた契約担当者の承認を得て行われていること	
②契約事務が、経理規程等に従い適正に行われていること	
③経理規程等に定める随意契約を行うことができる金額が、国通知で定める金額以内となっていること	
④施設整備を行う場合、入札方法の決定、指名競争入札の場合の指名業者の選定等が理事会で行われていること	

6. 寄附金の管理が適正に行われていること
①寄附金の募集が、関係法令の定めに従い行われていること
②寄附金が、募集の際の用途に即して使用されていること
③社会福祉施設の利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと
④寄附金関係書類（寄附金品台帳、寄附申込書及び領収書（控）等）が作成されていること
7. 利用者預かり金の管理が管理規程等に従い適正に行われていること
8. 監事監査及び内部経理監査が適正に行われていること

## 福祉サービス第三者評価制度について

平成23年6月  
島根県健康福祉部地域福祉課

### 福祉サービス第三者評価とは

福祉サービス第三者評価とは、社会福祉事業を行う者が提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価するものです。評価の受審は、任意です。

### その目的は

#### (1) 福祉サービスの質の向上

社会福祉事業の経営者は、社会福祉法第78条に定められているとおり、常に福祉サービス利用者の立場に立って良質かつ適切なサービスを提供するよう努めなければなりません。

第三者評価事業は、福祉サービス事業者が、提供するサービスについて客観的・専門的な評価を受けることで、自らの強みを確認し、また抱える課題を具体的に把握することで、サービスの質の向上へ向けて取り組むための支援を目的とします。

#### (2) 利用者への情報提供

評価結果を公表することにより、利用者が自分のニーズに適した事業者を選択するために有効な情報を提供します。

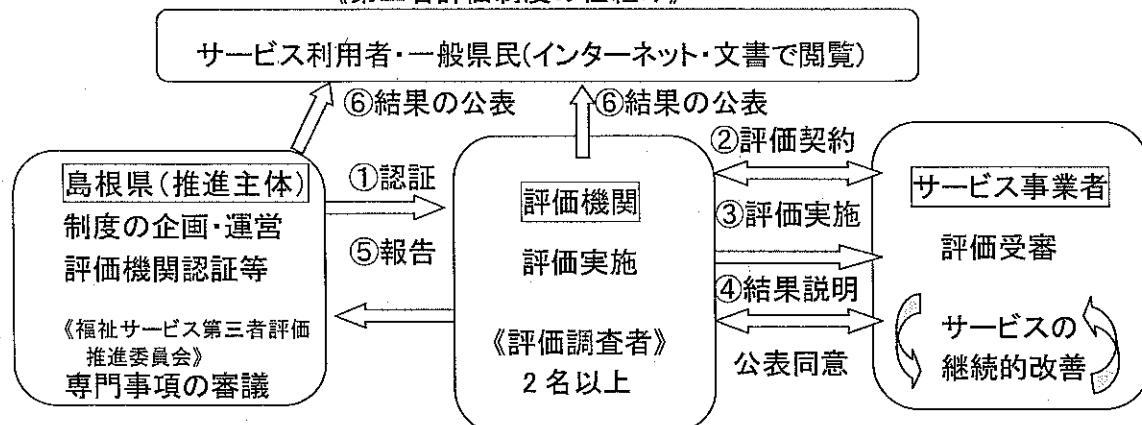
(経緯等)

- ①改正社会福祉法(H12施行)で、事業者及び国のサービスの質向上への取組を努力義務として明記された。
- ②平成16年5月、国が第三者評価推進のためのガイドラインを策定した。
- ③運営費の弾力運用の一要件(「苦情解決への取組」又は「第三者評価の受審、結果の公表」)
- ④平成17年4月、島根県における第三者評価推進のための推進組織を設立。平成17年10月から島根県での評価制度の運用を開始。対象は介護保険サービスを除く施設サービス。
- ⑤平成19年3月、特別養護老人ホームを評価対象として追加した。

### 対象となる福祉サービスは

社会福祉法に定める第一種及び第二種社会福祉事業のうち施設系の福祉サービスです。

#### 《第三者評価制度の仕組み》



#### ① 評価機関の認証

要件を満たす法人を、申請に基づき県知事が認証(3年更新)します。現在、島根県では4法人を認証しています。評価機関の募集は、随時行っています。

#### ② 評価契約の締結

評価機関は、評価手法、料金(各自設定)、評価調査者等の重要事項を説明したうえで、サービス事業者との間で文書により評価契約を締結します。

#### ③ 評価の実施

評価機関は、事業者と協議の上、評価計画を作成し、利用者へのアンケート、事業者や職員の自己評価及び訪問調査を行い、事業者を評価します。

#### ④ 結果説明と公表への同意

調査終了後、担当した評価調査者の合議により評価結果を取りまとめ、受審したサービス事業者に説明し、併せて評価結果の公表への同意を得ます。

#### ⑤ ⑥ 評価結果の県への報告と公表

評価結果を県に報告します。県及び評価機関は、公表についての同意があったものについてインターネット及び文書により、その内容を公開します。

平成23年度 指導監査スタッフ法人指導等担当(第1スタッフ)

担当者名 電話番号	統括指導監査監 坂本 年功 0852-22-5237	指導監査監 森 儀則 0852-22-5253	指導監査監 神庭 章 0852-22-6791	副指導監査監 龍山 一敏 0852-22-6762	社会福祉法人指導員 宮岡 卓朗 0852-22-6762
担当地区	松江市	出雲市(旧出雲市9号北)	出雲市(旧平田市・旧簸川郡) 東出雲町	飯南町・奥出雲町 隱岐の島町	
石見部担当地区			益田市	大田市	
法人名	《しらゆり会》	松江市 古平田和光会	出雲市 平田保育会	出雲市 双葉保育園	隱岐の島町
桑友	松江市 あすなろ会	出雲市 真心会	出雲市 博愛	出雲市 博愛	隱岐の島町
島根ライハウス	松江市 ひまわり福祉会	出雲市 ひらた福祉会	出雲市 愛宕会	出雲市 愛宕会	民間社会福祉施設整備資金 元利補給
若草福祉会	松江市 出雲北陽	出雲市 ほのぼの会	出雲市 ふれあい五箇	出雲市 ふれあい五箇	隱岐の島町
四ヶ葉福祉会	松江市 小山福社会	出雲市 多伎の郷	出雲市 高田会	出雲市 高田会	(新規申請は終了しています)
	西園保育園	出雲市 湖陵福祉会	出雲市 わかば	出雲市 わかば	隱岐の島町
	おおつか福祉会	出雲市 緒光会	出雲市 隠岐共生学園	出雲市 隐岐共生学園	独立行政法人福祉医療機構 における福祉貸付事業
外園福祉会	出雲市 大社福祉会	出雲市 隐岐の島町社会福 祉協議会	出雲市 友愛会	出雲市 友愛会	隱岐の島町
浜山福祉会	出雲市 きづき会	出雲市 飯南町社会福 祉協議会	出雲市 仁多福祉会	出雲市 仁多福祉会	飯南町
里方福祉会	出雲市 まほろばの郷	出雲市 東出雲町	出雲市 よこた福祉会	出雲市 よこた福祉会	飯南町
荒茅福祉会	出雲市 やまゆり	出雲市 奥出雲町社会福 祉協議会	出雲市 奥出雲町社会福 祉協議会	出雲市 奥出雲町	奥出雲町
親和会	出雲市 草雲会	出雲市 東出雲町	奥出雲町	奥出雲町	
JAIいすも福祉会	出雲市 若幸会	出雲市 東出雲町	奥出雲町	奥出雲町	
創文会	出雲市 しののめ	出雲市 東出雲町			
ふあつと	出雲市 東出雲町社会福 祉協議会	東出雲町			
ぼてとはうす	出雲市				
法人數計	4(5)	16	15	13	
社会福祉法人 以外 (児童福祉施設)	わかつたけ学園 松江赤十字乳兒院	公立保育所(3か所) 松江市	公立保育所(5か所) 東出雲町	公立保育所(5か所) 隱岐の島町	日の丸保育所 隠岐の島町
法人以外 計	2		3	10	公立保育所(4か所) 飯南町

平成23年度 指導監査スタッフ法人指導担当(第2スタッフ)

平成23年度指導監査スタッフ・介護保険事業所指導担当(石見スタッフ)

担当者名	管理監 球上起敏	指導監査監 志食清一	指導監査監 滝本正樹	副指導監査監 佐々木典政	企画員 濱村修司	主任 大駅祥央
電話番号	0855-29-5541	0855-29-5544	0855-29-5544	0855-29-5544	0855-29-5580	0855-29-5580
地区	浜田市	浜田市、鹿足郡	大田市、江津市、邑智郡	益田市	浜田市、益田市	大田市、江津市、邑智郡
法人名	漬圭会	浜田市旭光福祉会	浜田市大田保育センター	大田市鍊手福祉会	益田市	益田市、邑智郡
	日本聖公会浜田福祉会	浜田市日脚保育園	浜田市大田市社会福祉事業団	大田市益田東部福祉会	益田市	益田市
愛心会	浜田市みかわ	浜田市放泉会	浜田市大田市社会福祉事業団	大田市暁福祉会	益田市	益田市
恵心会	浜田市浜田ひかり保育所	浜田市電の子	浜田市大田市常磐乳児園	大田市常磐乳児園	益田市	益田市
たつの会	浜田市誠和会	浜田市鏡の鳩	浜田市大田市真砂福祉会	大田市真砂福祉会	益田市	益田市
	さくら会	浜田市ウエル工ヌシー	浜田市原浜福祉会	大田市原浜福祉会	益田市	益田市
	周布福祉会	浜田市昇陽会	浜田市安田福祉会	大田市安田福祉会	益田市	益田市
	熱田福祉会	浜田市いそだけ保育園	浜田市すみれ福祉会	大田市すみれ福祉会	益田市	益田市
	あおい福祉会	浜田市慈光会	浜田市めいばる福祉会	大田市めいばる福祉会	益田市	益田市
	浜田福祉会	浜田市みどり福祉会	浜田市豊川福祉会	大田市豊川福祉会	益田市	益田市
	びゅあ	浜田市仁摩福祉会	浜田市七尾福祉会	大田市七尾福祉会	益田市	益田市
	たいま山秀峰会	浜田市島根整牧園	江津市ほほえみ福祉会	江津市ほほえみ福祉会	益田市	益田市
	波佐保育園	浜田市波子保育所	江津市美郷福祉会	江津市美郷福祉会	益田市	益田市
	くもぎ福祉会	浜田市散川保育所	江津市小野保育所	江津市小野保育所	益田市	益田市
	小国福祉会	浜田市明進会	江津市中須保育所	江津市中須保育所	益田市	益田市
	寶林会	浜田市花の村	江津市須子福祉会	江津市須子福祉会	益田市	益田市
	いわみ福祉会	浜田市櫻工福祉会	江津市西益田福祉会	江津市西益田福祉会	益田市	益田市
	けいびん会	浜田市(济生会島根県支部)	江津市綠ヶ丘保育所	江津市綠ヶ丘保育所	益田市	益田市
	かなぎ福祉会	浜田市川本福祉会	川本町まるごに保育所	川本町まるごに保育所	益田市	益田市
	旭福祉会	浜田市瑞穂福祉会	邑南町梅寿会	邑南町梅寿会	益田市	益田市
	旭豊福祉会	浜田市おおなん福祉会	邑南町明星福祉会	邑南町明星福祉会	益田市	益田市
	弥栄福祉会	浜田市邑智福祉振興会	邑南町わかくさ福祉会	邑南町わかくさ福祉会	益田市	益田市
	三隅愛育会	浜田市石見さくら会	邑南町若葉福祉会	邑南町若葉福祉会	益田市	益田市
	三保隣保園	浜田市わかば会	美郷町川登福祉会	美郷町川登福祉会	益田市	益田市
	三隅チヤイルド	浜田市吾郷会	美郷町希望の里福祉会	美郷町希望の里福祉会	益田市	益田市
	(聖心の布教師姉妹会)	津和野町邑智会	美郷町高津福祉会	美郷町高津福祉会	益田市	益田市
	つかの福祉会	津和野町歓愛福祉会	美郷町石原横田福祉会	美郷町石原横田福祉会	益田市	益田市
	にちはら福祉会	津和野町吉賀会	美郷町指月福祉会	美郷町指月福祉会	益田市	益田市
	六日市町双葉保育所	吉賀町大田市社会福祉協議会	大田市吉賀町社会福祉協議会	大田市吉賀町社会福祉協議会	益田市	益田市
	七光保育所	吉賀町美郷町社会福祉協議会	美郷町吉賀町社会福祉協議会	美郷町吉賀町社会福祉協議会	益田市	益田市
	六日市保育所	吉賀町邑南町社会福祉協議会	邑南町邑南町社会福祉協議会	邑南町邑南町社会福祉協議会	益田市	益田市
	かきのき保育所	吉賀町川本町社会福祉協議会	川本町社会福祉協議会	川本町社会福祉協議会	益田市	益田市
	浜田市社会福祉協議会	浜田市江津市社会福祉協議会	江津市社会福祉協議会	江津市社会福祉協議会	益田市	益田市
	津和野町社会福祉協議会	津和野町				
	吉賀町社会福祉協議会	吉賀町				
	5	35			33	33
法人数計						

計數人法